

導入直前！インボイス制度の最終確認

税理士 熊王 征秀（くまおう まさひで）

CONTENTS

○ 2割特例	1
○ 少額特例	11
○ 少額な返還インボイスの交付義務免除	13
○ 登録制度の見直しと手続の柔軟化	17

2割特例

「2割特例」とは、小規模事業者がインボイスの登録をした場合には、仕入税額を売上税額の8割とする制度です。

結果、納税額は課税標準額に対する消費税額の2割となるので、簡易課税制度の適用を受け、第2種事業として申告する場合と納税額は同額になります（平成28年改正法附則51の2）。

$$\boxed{\text{売上税額}} \times 80\% = \boxed{\text{特別控除税額}} \text{（仕入控除税額）}$$

↑

課税標準額に対する消費税額+貸倒回収に係る消費税額-返還等対価に係る税額

□適用対象期間

「2割特例」は、インボイスの登録をしなければ免税事業者となるような小規模事業者を対象とするものなので、適用対象期間中であっても、下記の事由が生じた場合には「2割特例」の適用はありません。

また、小規模事業者の計算の簡便化のために創設された制度なので、課税期間を短縮している場合についても適用を受けることはできません。

- ① 基準期間における課税売上高が1,000万円を超えたことにより課税事業者となる場合
- ② 特定期間中の課税売上高（給与等の支払額）による納税義務の免除の特例により課税事業者となる場合
- ③ 相続・合併・分割があった場合の納税義務の免除の特例により課税事業者となる場合
※相続人がインボイスの登録をした後で相続が発生した場合には、被相続人の基準期間中の課税売上高が1,000万円を超えていたとしても、相続があった年についてだけは「2割特例」を適用することができます。
- ④ 新設法人・特定新規設立法人の納税義務の免除の特例により課税事業者となる場合
- ⑤ 調整対象固定資産・高額特定資産を取得した場合の3年縛りの掟により課税事業者となる場合

「2割特例」は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において適用することができます。「令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間」という期間限定ではないので注意する必要があります。

よって、個人事業者であれば令和8年まで、3月決算法人であれば令和9年3月決算期まで「2割特例」が適用できることとなります。



< 具体例 >

個人事業者の各年における課税売上高が下表のように推移した場合、基準期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間については「2割特例」を適用することができません。

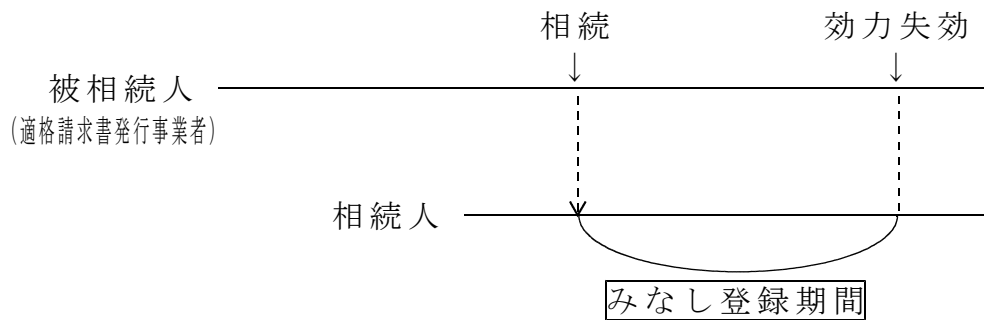
令和3年 900万円	令和4年 1,200万円	令和5年 (OK) 800万円	令和6年 (X) 900万円	令和7年 (OK) 800万円	令和8年 (OK) —	令和9年 (X) —
---------------	-----------------	--------------------	-------------------	--------------------	----------------	---------------

(注) 令和9年の基準期間（令和7年）における課税売上高は1,000万円以下ですが、令和9年は「2割特例」の適用対象期間ではありません。

□ 相続があった年における2割特例の適用関係

1 事業を承継した相続人がいる場合の取扱い

事業を承継した相続人がいる場合には、みなし登録期間中は、相続人を適格請求書発行事業者とみなし、被相続人の登録番号を相続人の登録番号とみなすこととされています（消法57の3③④）。



相続があった日の翌日～①と②のいずれか早い日までの期間
 ①相続人が登録を受けた日の前日
 ②被相続人の死亡日の翌日から4か月を経過する日

2 相続があった場合の納税義務の免除の特例

相続があった年において、被相続人の基準期間中の課税売上高が1,000万円を超える場合には、事業を承継した相続人は、相続のあった日の翌日から12月31日までの期間、課税事業者に取り込まれることになります。

	前々年	前年	当年
被相続人	課税売上高 >1,000万円		
相続人	課税売上高 ≤1,000万円		免税事業者 → 課税事業者

相続 ↓

3 相続があった年における2割特例の適用関係

納税義務免除の特例規定が適用され、相続人が課税事業者に取り込まれるようなケースでは、相続人は原則として「2割特例」の適用を受けることはできません。

ただし、相続人がすでに登録を済ませているようなケースでは、「相続」という予測不可能な事態に巻き込まれた場合でも、事前登録を条件に、相続があった年については「2割特例」の適用を認めることとしています。

登録 → 相続 ○

相続 → 登録 ×

※登録事業者には、相続により事業を承継した相続人（みなし登録事業者）が含まれます。

また、被相続人の基準期間中の課税売上高が1,000万円以下の場合には、そもそも「相続があった場合の納税義務免除の特例規定」の適用はありませんので、相続発生日に関係なく、相続人はインボイスの登録を条件に「2割特例」の適用を受けることができます。

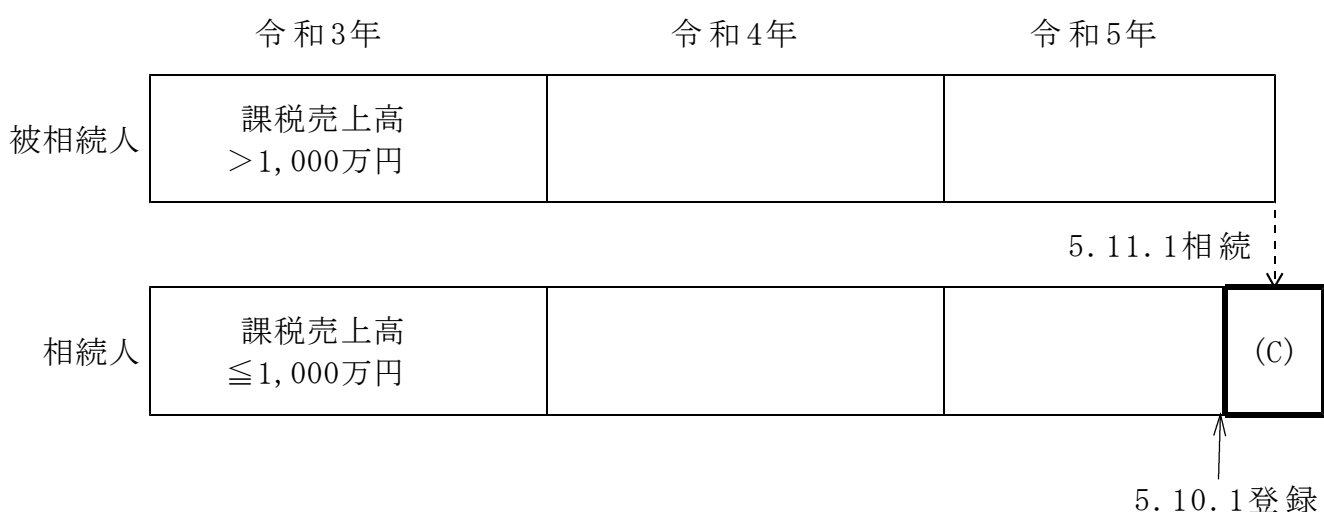
<具体例1>



登録開始日（5.10.1）の前日までに相続が発生しているので「2割特例」の適用はできません。この場合において、被相続人が簡易課税制度の適用を受けている場合には、相続人は、令和5年12月31日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、「（A）＋（B）」の期間中の申告について、簡易課税によることができます（消法37①、消令56①二）。

（注）令和5年10月1日から登録する場合には、登録通知日に関係なく、登録開始日は令和5年10月1日になります。

<具体例2>



登録開始日（5.10.1）以後に相続が発生しているため、相続人は（C）の期間中の申告について「2割特例」の適用を受けることができます。

□ 「2割特例」に関する届出書の提出義務

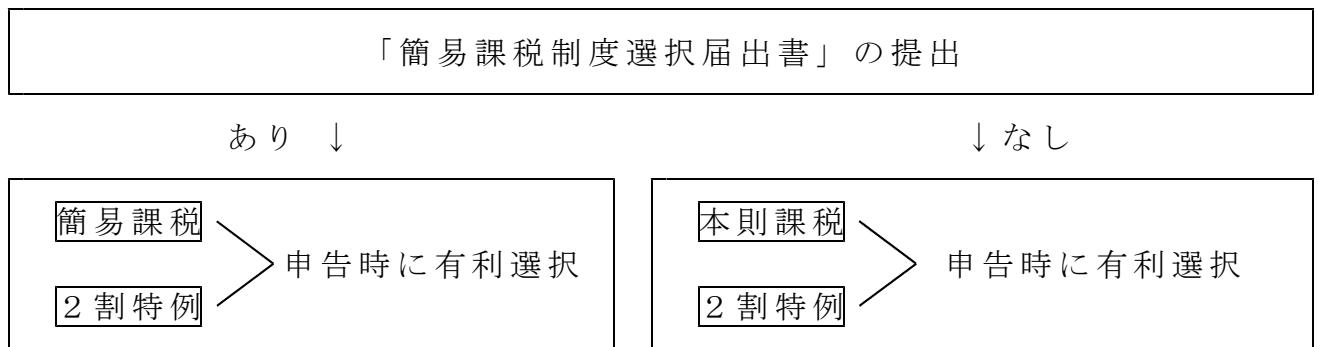
「2割特例」については届出書の提出義務はありません。ただし、「2割特例」の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記することが義務付けられています。

□ 「簡易課税制度選択届出書」と「2割特例」の関係

1 「2割特例」との有利選択はできるか？

簡易課税制度選択届出書が提出済であったとしても、申告時に簡易課税によるか2割特例によるかを選択することができます。

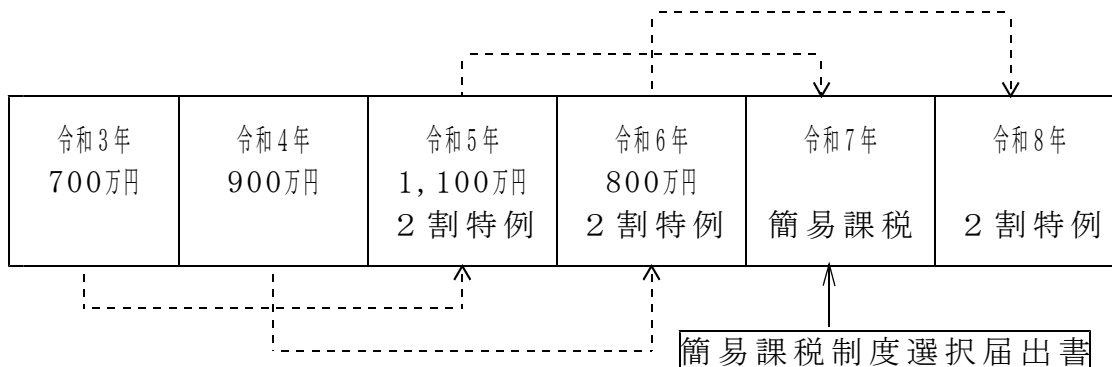
また、「簡易課税制度選択届出書」を提出していない場合には、申告時に本則課税によるか2割特例によるかを選択することができます。



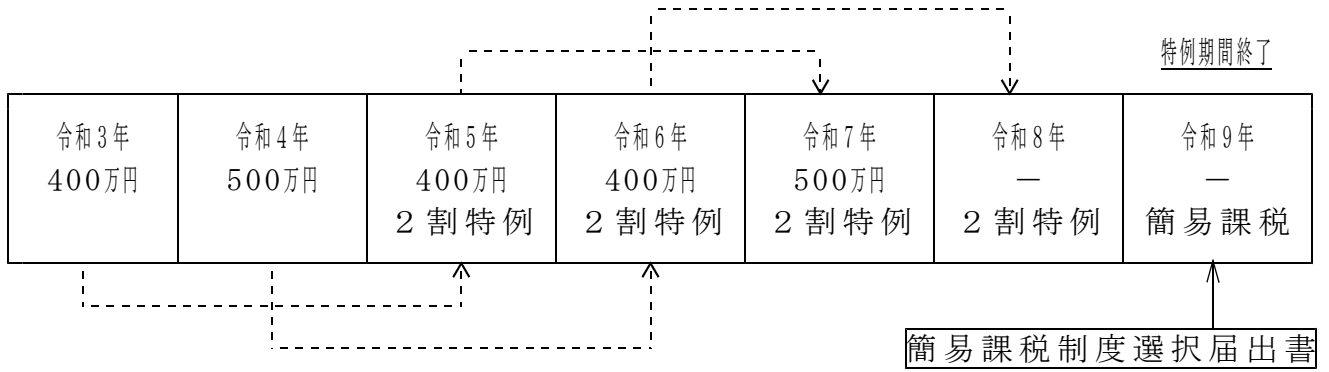
2 「簡易課税制度選択届出書」の提出期限

「2割特例」の適用を受けた登録事業者が、その翌課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その提出日の属する課税期間から簡易課税により申告することができます。

< 具体例 1 >



< 具体例 2 >



届出書の提出日の属する課税期間から適用を受けようとする場合に を忘れない

第9号様式

消費税簡易課税制度選択届出書

收受印

令和 年 月 日	届出者	(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
税務署長殿		(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名	
		法人番号	<small>※個人の方は個人番号の記載は不要です。</small>

下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第51条の2第6項の規定又は消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則第18条の規定により消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。

3 「簡易課税制度選択届出書」の取下げ

免税事業者は登録日の属する課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。そこで、登録日の属する課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、その課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」の取下書を提出することにより簡易課税の効力を失効させ、本則課税に変更することが認められています（インボイス制度の負担軽減措置のよくある質問とその回答 財務省（令和5年3月31日時点）問7）。

（注）「取下書」には、提出日、届出書の様式名（表題）、提出方法（書面又はe-Tax）、届出者の氏名・名称、納税地、届出書を取り下げる旨の記載をし、署名をして所轄税務署に提出することとされていますが、「取下書」の書式は定められていません。

○一般用申告書

自 平成 年月日
 令和 年月日
 至 令和 年月日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中間申告 自 平成 年月日
 の場合の 令和 年月日
 対象期間 至 令和 年月日

一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百十万千百十一円				
課税標準額	①				000	03
消費税額	②					06
控除過大調整税額	③					07
控除税額	控除対象仕入税額	④				08
	返還等対価に係る税額	⑤				09
	貸倒れに係る税額	⑥				10
	控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦				11
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧					13
差引税額(②+③-⑦)	⑨				00	15

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31	
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32	
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33	
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34	
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	個別対方式	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
		一括配分方式	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	41
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用(課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満)	上記以外	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	42	
	基準期間の課税売上高					千円	
	<input type="checkbox"/>	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)				42	

付記 (○を付ける)

○簡易課税用申告書

自 平成 年月日
 令和 年月日
 至 令和 年月日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中間申告 自 平成 年月日
 の場合の 令和 年月日
 対象期間 至 令和 年月日

一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百十万千百十一円				
課税標準額	①				000	03
消費税額	②					06
貸倒回収に係る消費税額	③					07
控除税額	控除対象仕入税額	④				08
	返還等対価に係る税額	⑤				09
	貸倒れに係る税額	⑥				10
	控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦				11
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧					13
差引税額(②+③-⑦)	⑨				00	15
中間納付税額	⑩				00	16
納付税額(⑨-⑩)	⑪				00	17
中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫				00	18
この申告書が終了用票	既確定税額	⑬				19

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31	
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32	
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33	
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34	
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	個別対方式	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
		一括配分方式	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	41
事業者区分	第1種	課税売上高(免税売上高を除く)	千円	<input type="text"/>	<input type="text"/>	36	
	第2種	売上割合%		<input type="text"/>	<input type="text"/>	37	
	第3種			<input type="text"/>	<input type="text"/>	38	
	第4種			<input type="text"/>	<input type="text"/>	39	
	第5種			<input type="text"/>	<input type="text"/>	42	
	第6種			<input type="text"/>	<input type="text"/>	43	
特例計算適用(令57③)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	40		
	<input type="checkbox"/>	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)				44	

付記 (○を付ける)

付表6 税率別消費税額計算表
〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕

特別

課 税 期 間	. . . ~ . . .	氏 名 又 は 名 称	
---------	---------------	-------------	--

I 課税標準額に対する消費税額及び控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

区 分	税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
課税資産の譲渡等 の対価の額 ①	※第二表の⑤欄へ 円	※第二表の⑥欄へ 円	※第二表の⑦欄へ 円
課 税 標 準 額 ②	①A欄(千円未満切捨て) 000	①B欄(千円未満切捨て) 000	※第二表の⑧欄へ 000
課 税 標 準 額 に 対 する 消 費 税 額 ③	(②A欄×6.24/100) ※第二表の⑨欄へ	(②B欄×7.8/100) ※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑪欄へ
貸倒回収に係る消費税額 ④			※第一表の⑬欄へ
売 上 対 価 の 返 還 等 に 係 る 消 費 税 額 ⑤			※第二表の⑫、⑭欄へ
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (③ + ④ - ⑤) ⑥			

II 控除対象仕入税額とみなされる特別控除税額

項 目	税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
特 別 控 除 税 額 (⑥ × 80 %) ⑦			※第一表の⑮欄へ

III 貸倒れに係る税額

項 目	税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑧			※第一表の⑯欄へ

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

□ 「課税事業者選択届出書」と「2割特例」の関係

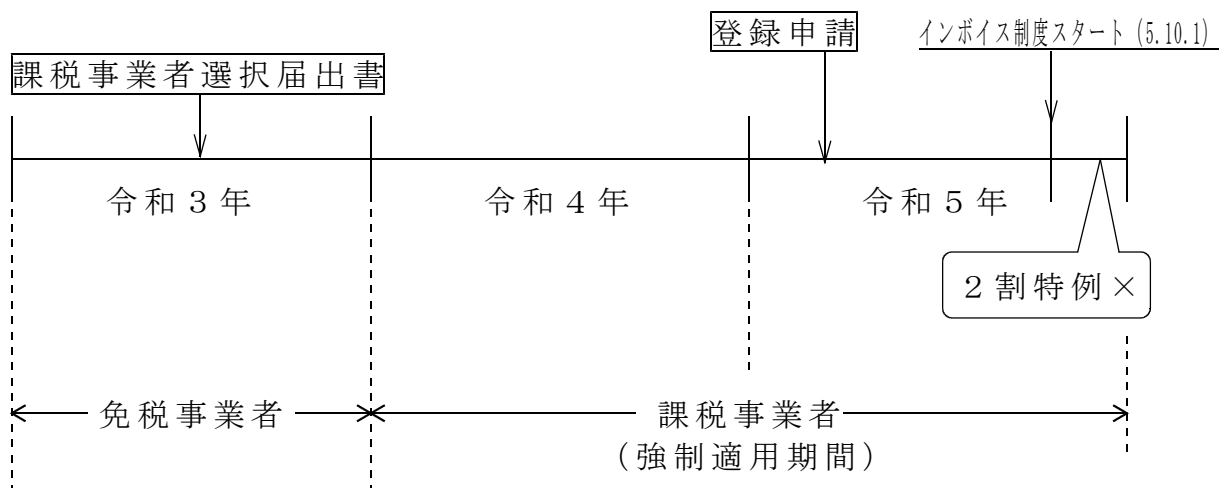
「課税事業者選択届出書」を提出している事業者がインボイスの登録をしている場合には、次の①と②のいずれの要件も満たす場合について、「2割特例」の適用が認められます。

- ① インボイスの登録をしなければ免税事業者となれる課税期間であること
- ② 「課税事業者選択届出書」を提出しなければ免税事業者となれる課税期間であること

ただし、「課税事業者選択届出書」の提出により、令和5年10月1日前から引き続き課税事業者となっている事業者は、令和5年10月1日の属する課税期間について「2割特例」を適用することはできません。

<具体例1>

令和3年中に「課税事業者選択届出書」を提出した個人事業者が、令和4年分の申告で消費税の還付を受けるケース



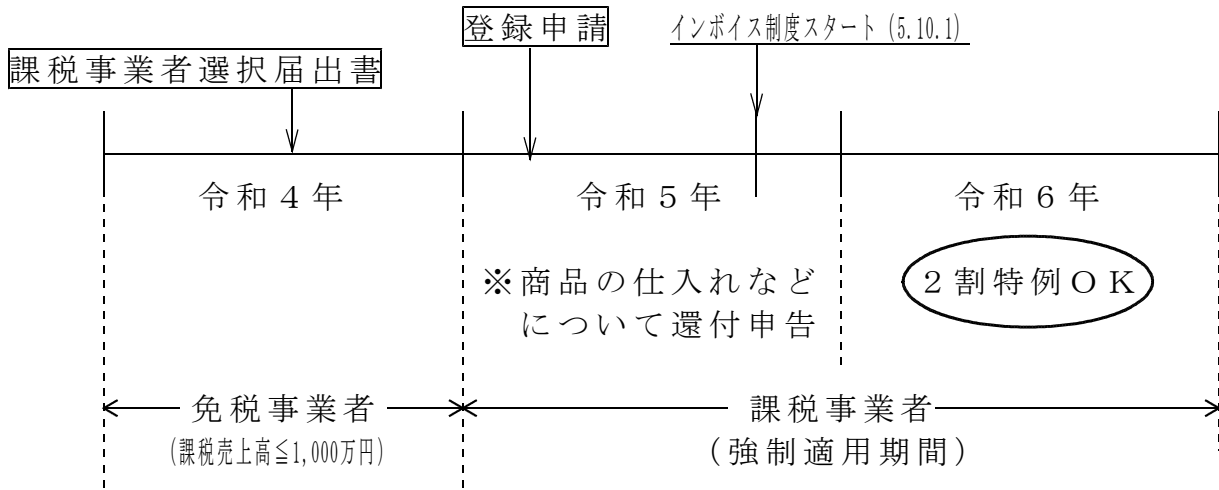
上記の<具体例1>では、「課税事業者選択届出書」の提出により、令和5年10月1日前から引き続き課税事業者となっています。よって、令和5年分の申告で「2割特例」の適用を受けることはできません。

なお、「課税事業者選択届出書」の提出により「2割特例」の適用が制限されるのは、令和5年10月1日にまたがる課税期間に限定されています。よって、下記<具体例2>のケースでは、令和5年中に調整対象固定資産を取得しない限り、令和6年分の申告で「2割特例」を適用することができます。

(注) 令和5年中に調整対象固定資産を取得した場合には、令和6年と令和7年は「2割特例」の適用を受けることができません。

<具体例2>

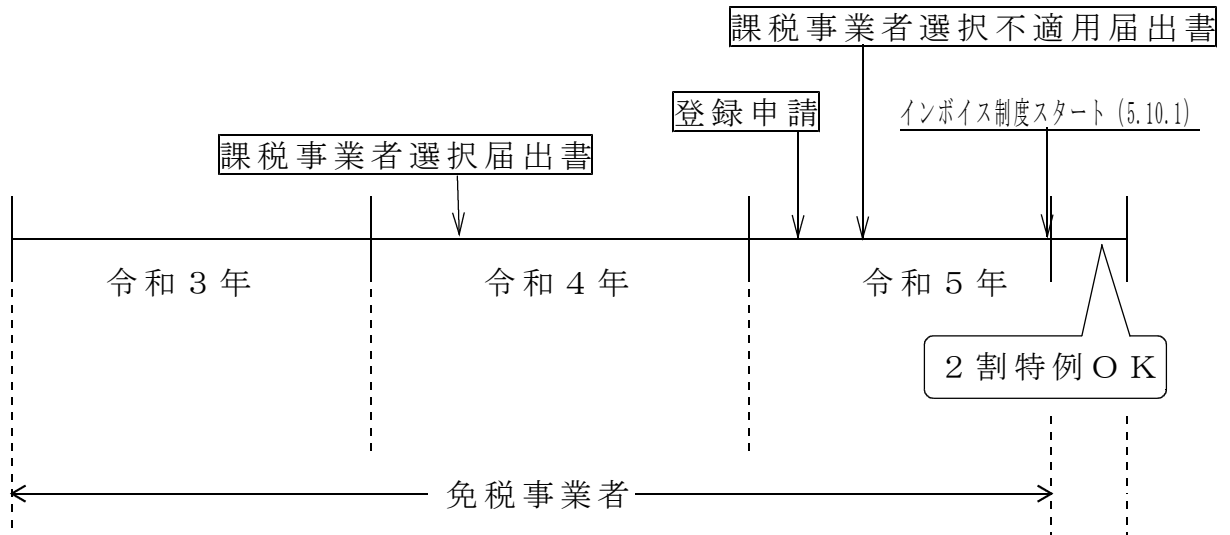
令和4年中に「課税事業者選択届出書」を提出した個人事業者が、令和5年分の申告で商品の仕入れなどについて消費税の還付を受けるケース



また、「課税事業者選択届出書」の提出により、令和5年10月1日の属する課税期間から課税事業者となる事業者は、その令和5年10月1日の属する課税期間中に「課税事業者選択不適用届出書」を提出することにより、提出日の属する課税期間（令和5年10月1日の属する課税期間）から「課税事業者選択届出書」の効力を失効させることが認められています。

< 具体例 3 >

令和4年中に「課税事業者選択届出書」を提出し、令和5年から課税事業者になる個人事業者が、令和5年中に「課税事業者選択不適用届出書」を提出して「課税事業者選択届出書」の効力を失効させるケース



上記の< 具体例 3 >では、「課税事業者選択届出書」の提出により課税事業者となったのは令和5年10月1日の属する課税期間（令和5年）であることから、令和5年中に「課税事業者選択不適用届出書」を提出することにより「課税事業者選択届出書」の効力を失効させ、「2割特例」の適用を受けることができます。

少額特例

基準期間における課税売上高が1億円以下または特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が国内において行う課税仕入れについては、その課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認めることとしました（平成28年改正法附則53の2、平成30年改正令附則24の2）。

この制度は、固定資産の譲渡など、臨時の課税売上高が発生したことにより一時的に基準期間における課税売上高が増加した場合に備え、特定期間における課税売上高により判定することを認めたものと思われま

す。よって、基準期間における課税売上高が1億円を超えていても、特定期間における課税売上高が5,000万円以下であれば適用することができます。ただし、特定期間における課税売上高に代えて給与等の支払額を用いることはできません。

□判定金額と取引単位

「課税仕入れに係る支払対価の額」とは税込みの課税仕入高のことなので、支払金額に $100/110$ （ $100/108$ ）を乗じた金額で比較することはできません。

また、1万円と比較する課税仕入高(税込)は、一商品ごとの仕入金額ではなく、取引ごとに発行される納品書や請求書の単位で判定することとされています（消基通11-6-2）。

月まとめ請求書のように、複数の取引をまとめた単位により判定することはできないことに留意する必要があります（インボイスQ&A問109）。

□適用期間

少額特例は課税期間単位ではなく、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて適用することができます。

よって、個人事業者の令和11年の取引であれば、1月1日から9月30日までの間は少額特例が適用できるのに対し、10月1日以降の取引については、たとえ1万円未満の経費でも原則としてインボイスの保存が必要となります。

□仕入税額控除の要件（参考）

仕入税額控除の適用を受けるためには、インボイスなどの法定書類だけでなく、法定事項が記載された帳簿の保存も必要とされています（消法30⑦～⑨）。

法定帳簿

&

法定書類（電子データでもOK）

帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式により令和元年10月1日から義務付けられているものから変更はありません。要するに、区分記載請求書等の記載義務を令和5年10月1日以後も継続するということです。

ただし、下記に掲げる課税仕入れについては、その課税仕入れを行った事業者において適格請求書等の保存を省略することができるので、①～⑩に該当する旨などを記載した帳簿のみの保存により、仕入税額控除が認められることとなります（消令49①⑦、消規15の4）。

- ① インボイスの交付義務が免除される公共交通料金（3万円未満のものに限る）
- ② 簡易インボイスの要件を満たす入場券等が使用の際に回収されるもの
- ③ 古物業者が適格請求書発行事業者でない消費者などから買い受ける販売用の古物
- ④ 質屋が適格請求書発行事業者でない消費者などから買い受ける販売用の質草
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない消費者などから買い受ける販売用の建物
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者から買い受ける販売用の再生資源または再生部品
- ⑦ 自動販売機から購入したもの（3万円未満のものに限る）
- ⑧ 郵便ポストを利用した配達サービス料金
- ⑨ 出張旅費、宿泊費、日当、転勤支度金
（インボイス通達4-9・インボイスQ&A問95）
- ⑩ 通勤手当（インボイス通達4-10・インボイスQ&A問96）

↓ 法定書類が不要なケース ↑

帳簿の記載事項	保存が義務付けられる法定書類（①～⑤のいずれか）
① 仕入先の氏名または名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容 （軽減税率対象品目である旨） ④ 取引金額（対価の額） （注）課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満の場合、請求書等の交付を受けなかったことについてやむを得ない理由がある場合には帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められていますが、この措置については廃止となりますのでご注意ください（旧消令49①）。	① インボイス（適格請求書） ② 簡易インボイス（適格簡易請求書） ③ 事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書、仕入計算書等の書類で、適格請求書の記載事項が記載されているもの（適格請求書発行事業者の確認を受けたものに限る） ④ 卸売市場、農業協同組合または漁業協同組合等が作成する書類 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 委託者（生産者等）の登録番号の記載は不要 ※農業協同組合または漁業協同組合等については、無条件委託方式・共同計算方式によるものに限られる（消令49⑤）。 </div> ⑤ ①～④の記載事項に係る電子データ

少額特例の創設

少額な返還インボイスの交付義務免除

売上げに係る対価の返還等をした場合において、その税込価額が1万円未満の場合には、適格返還請求書の交付義務を免除することとしました（消法57の4③、消令70の9③二）。

この改正は、令和5年10月1日以後に計上した課税売上げに対する「売上げに係る対価の返還等」について適用されます（令和5年改正令附則1）。

また、「2割特例」や「少額特例」のように適用対象事業者や適用期間の制限はないので、大企業も含め、売手負担の振込手数料などについては恒久的に適格返還請求書を交付する必要はありません。

□振込手数料の取扱い

1 売手負担の振込手数料を売上値引として処理した場合

振込手数料の金額（税込）が1万円未満の場合には、適格返還請求書の交付義務が免除されます。

売上時の処理	(売掛金) × × (売上) × ×
回収時の処理	(預金) × × (売掛金) × ×
※振込手数料を売手が負担する場合	<u>(売上値引) × ×</u> ↑ 返還インボイスの交付を免除

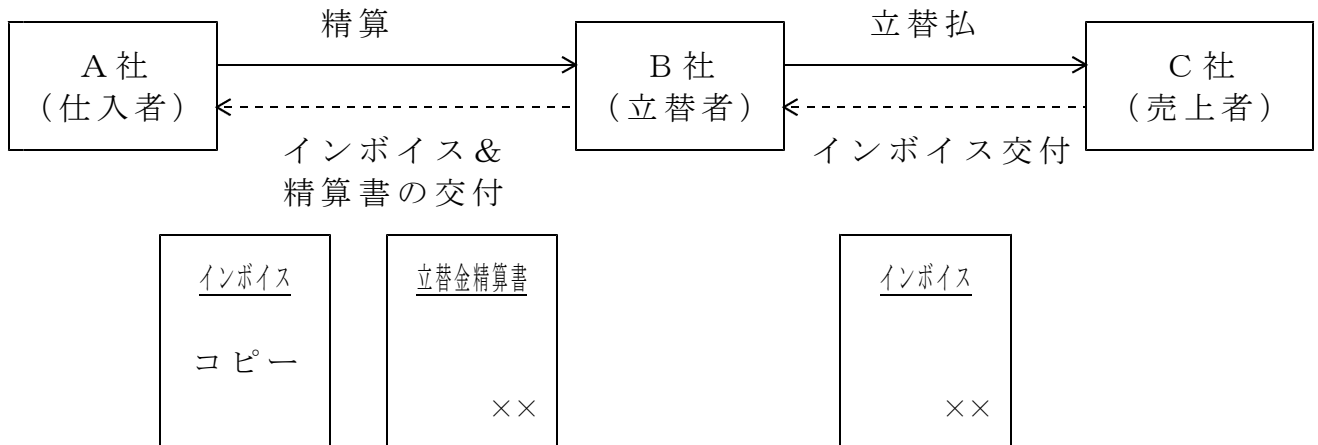
2 売手負担の振込手数料を支払手数料として処理した場合（その1）

売手負担の振込手数料を支払手数料として処理するということは、取引先に振込手数料を立て替えてもらったこととなります。よって、取引先から立替金精算書と振込手数料のインボイスのコピーを入手して保存する必要があります。

売上時の処理	(売掛金) × × (売上) × ×
回収時の処理	(預金) × × (売掛金) × ×
※振込手数料を売手が負担する場合	<u>(支払手数料) × ×</u> ↑ 立替金精算書とインボイスのコピーを保存

< 参考 >

他の者が立替払をした経費などの精算については、他の者が受領したインボイスのコピーとともに、立替金精算書等の書類の保存を要件に仕入税額控除を認めることとしています。この場合において、他の者（立替者）が適格請求書発行事業者であるかどうかは問いません。



(注) インボイスのコピーが大量になるなど、事務的な諸事情がある場合には、立替金精算書等の書類の保存だけでよいこととされています（インボイス通達4-2・インボイスQ & A問78）。

3 売手負担の振込手数料を支払手数料として処理した場合（その2）

売手負担の振込手数料を支払手数料として処理した場合であっても、消費税法上は「対価の返還等」として取り扱うことが認められています（インボイス制度の負担軽減措置のよくある質問とその回答 財務省（令和5年3月31日時点）問18）。

この場合には、その起因となる売上げに適用された税率により「課税売上割合」や「返還等対価に係る税額」を計算することとし、帳簿に法定事項を記載して保存する必要があります。

また、対価の返還等の元となった適用税率が判然としない場合には合理的に区分する必要があるとともに、その支払手数料として処理した振込手数料を消費税のコード表や消費税申告の際に作成する帳票等により明らかにしておかなければなりません。

4 買手側の処理

適格返還請求書の交付を受けない買手サイドでは、売手が負担した振込手数料は、下記のいずれかの方法により処理することになります。なお、立替金として処理する場合には、取引先に対し、立替金精算書と振込手数料のインボイスのコピーを交付する必要があります。

仕入値引として処理するケース	仕入時の処理	(仕入) × ×	(買掛金) × ×
	支払時の処理 ※振込手数料は売手負担	(買掛金) × × (支払手数料) × ×	(預金) × × (仕入値引) × ×
		※実務上は下記の仕訳による処理も認められるものと思われる。 (買掛金) × × (預金) × ×	
立替金として処理するケース	仕入時の処理	(仕入) × ×	(買掛金) × ×
	支払時の処理 ※振込手数料は売手負担	(買掛金) × × <u>(立替金) × ×</u> ↑ 立替金精算書とインボイスのコピーを交付	(預金) × × (立替金) × ×
		※立替金精算書とインボイスのコピーの交付を条件に、実務上は下記の仕訳による処理も認められるものと思われる。 (買掛金) × × (預金) × ×	

□適格返還請求書とは？（参考）

返品や値引きなどに伴い、売上代金の返金や売掛金の減額（売上げに係る対価の返還等）をした場合には、取引先に対して「適格返還請求書」の交付が義務づけられています（消法57の4③）。

※取引先は、受領したインボイスに記載された税額から「適格返還請求書」に記載された税額を控除して仕入税額を計算します。

「売上げに係る対価の返還等」には、課税売上げに対する返品や値引、割戻金だけでなく、売上割引や販売奨励金、協同組合が組合員に支払う事業分量配当金も含まれます（消法38①、消基通14-1-2~4）。

売掛金を期日前に回収したことにより取引先に支払う売上割引は、会計の世界では支払利息と認識しますが、消費税の正解では売上げのマイナス科目として処理することになります。また、金銭により取引先に支払う販売奨励金は課税仕入れではなく、売上げのマイナス項目となることに注意してください。

< 記載事項 >

「適格返還請求書」とは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいいます（消法57の4③）。

(適格返還請求書の記載事項)

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称
- ② 登録番号
- ③ 売上げに係る対価の返還等を行う年月日
- ④ ③の売上年月日
- ⑤ 取引内容（軽減対象品目である場合にはその旨）
- ⑥ 税抜取引価額または税込取引価額を税率区分ごとに合計した金額
- ⑦ ⑥に対する消費税額等または適用税率

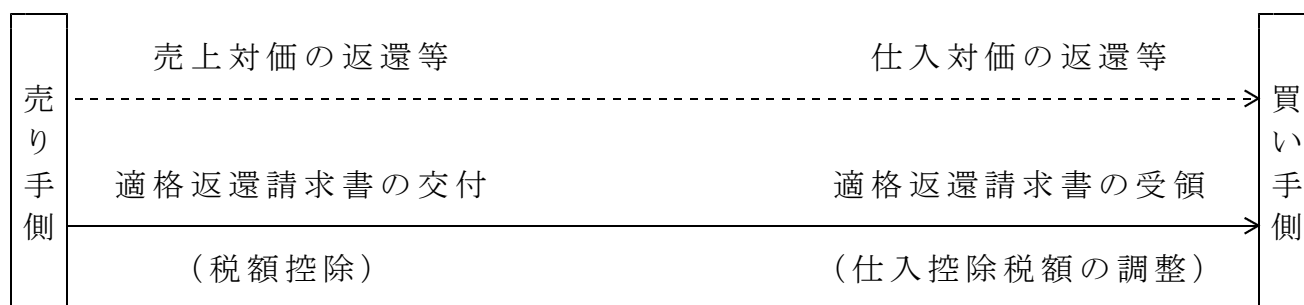
両方記載することもできます（インボイスQ&A問51）

適格請求書と適格返還請求書は一の書類により交付することができます。

また、税抜（税込）取引金額と消費税額についても相殺後の差額を記載することができます（インボイス通達3-16）。

< 控除税額の計算方法 >

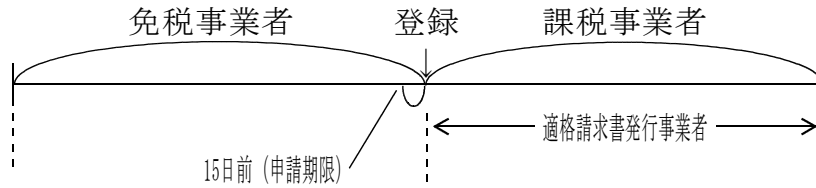
返還等対価に係る税額（申告書⑤欄の金額）は、適格返還請求書に記載した消費税額等（記載事項の⑦の金額）に78%を乗じて計算することができます（消令58①）。また、適格返還請求書の交付を受けた事業者が、仕入れに係る対価の返還等の調整税額を計算する場合においても、交付を受けた適格返還請求書に記載された消費税額等（記載事項の⑦の金額）に78%を乗じて計算することができます（消令52①）。



登録制度の見直しと手続の柔軟化

□ 免税事業者が登録申請するケース（消法57の2②、消令70の2）

免税事業者がインボイスの登録申請をする場合には、「適格請求書発行事業者」になろうとする課税期間の初日から起算して15日前の日までに登録申請書を提出しなければなりません。



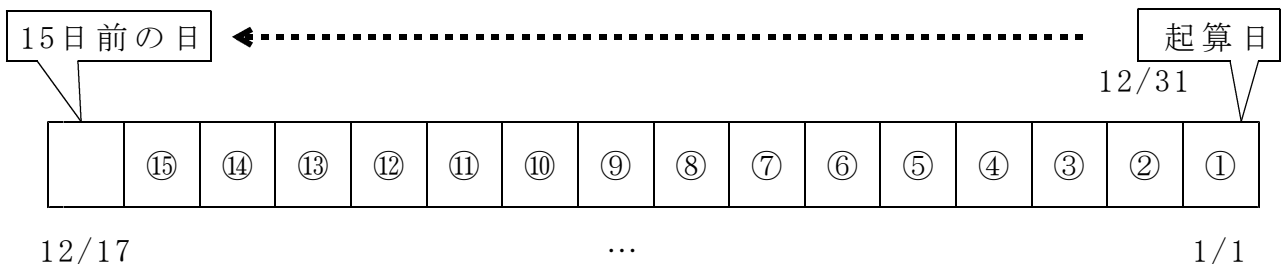
期限までに申請書を提出した場合において、実際の登録日とその課税期間の初日後にずれこんだ場合には、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされますので、登録通知を受け取った後に登録番号を取引先に通知すれば、通知前に交付した請求書等はインボイスとしての効力を有することになります。

	翌年(翌事業年度)から登録する場合の登録申請書の提出期限
個人事業者	当年の12月17日
3月決算法人	当事業年度の3月17日
9月決算法人	当事業年度の9月16日

「…課税期間の初日から起算して15日前の日までに…」とは？

初日を算入

満了日を含まない

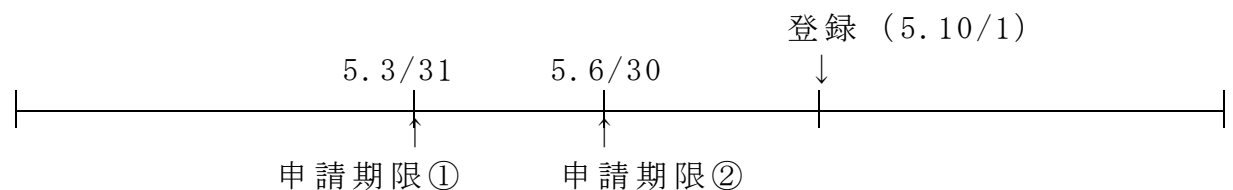


(注) 令和4年度第7回日税連マルチメディア研修・財務省主税局税制第二課作成資料31頁を基に作成

□令和5年10月1日から登録する場合の申請期限

令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者」になろうとするときは、令和5年3月31日（申請期限①）までに登録申請書を税務署長に提出する必要があります。ただし、特定期間中の課税売上高等が1,000万円を超えたことにより、課税事業者となる事業者の場合には、①の期限までに登録申請書を提出することができないケースが想定されます。

そこで、特定期間中の課税売上高等により納税義務を判定した結果、課税事業者となる事業者が、令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者」になろうとするときは、登録申請書の提出期限を令和5年6月30日（申請期限②）まで延長しています（平成28年改正法附則44①）。



上記①又は②の期限までに登録申請書を提出することにつき、困難な事情がある場合には、困難の度合いを問わず、令和5年10月1日に登録を受けたものとみなすこととされています（インボイス通達5-2）。

そこで、あえて申請書に困難な事情を記載しなくても、令和5年9月30日までの登録申請で、令和5年10月1日からの登録ができることとなりました。

なお、実際の登録日が令和5年10月1日後にずれこんだ場合には、令和5年10月1日に登録を受けたものとみなされますので、登録通知を受け取った後に登録番号を取引先に通知すれば、通知前に交付した請求書等はインボイスとしての効力を有することになります（平成28年改正法附則44③）。

言い換えれば、令和5年10月1日以後に発行する請求書等は、インボイスの通知が届くまでの間は登録番号を記載することはできないということです。

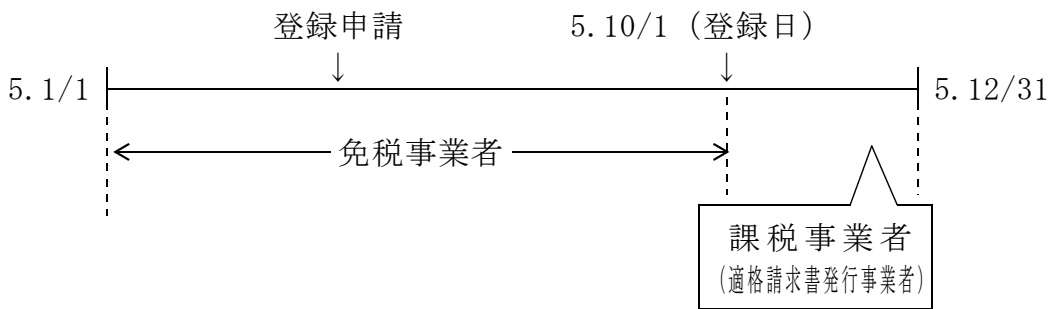
法人の登録番号は法人番号であることをもって、インボイスの通知が届く前に法人番号を登録番号として請求書等に記載することは認められないのでご注意ください。

□免税事業者が令和5年10月1日から登録する場合

免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、「課税事業者選択届出書」の提出は不要とされています。

例えば、免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日より「適格請求書発行事業者」となる場合には、上記の期限までに登録申請書を提出することにより適格請求書発行事業者としてインボイスを発行することができます。

この場合において、令和5年1月1日～令和5年9月30の間は免税事業者として納税義務はありませんので、登録開始日である令和5年10月1日以後の期間についてのみ、課税事業者として申告義務が発生することになります（平成28年改正法附則44④、インボイス通達5-1）。



また、登録日以後の期間（令和5年10月1日～令和5年12月31日）について簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、令和5年12月31日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、簡易課税により仕入控除税額を計算することができます（平成30年改正令附則18）。

つまり、「簡易課税制度選択届出書」は登録日の属する課税期間の末日までに提出すればよいということです。

登録日の属する課税期間から適用を受けようとする場合に を忘れない

第9号様式

消費税簡易課税制度選択届出書

令和 年 月 日		(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)
税務署長殿	届 出 者	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
		法 人 番 号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。 <input type="checkbox"/> 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第51条の2第6項の規定 又は消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則第18条の規定 により消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。			
①	適用開始課税期間	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日
②	①の基準期間	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日
③	②の課税売上高	円	
事 業 内 容 等 (事業の内容)			(事業区分) 第 種事業

□免税事業者の登録手続に関する経過措置の延長（令和4年度改正）

1 登録手続に関する経過措置の延長と課税期間の中途からの登録

免税事業者はインボイスの発行ができないため、取引先からの要請により、インボイスの登録申請をして適格請求書発行事業者となることが予想されます。

この場合、適格請求書発行事業者になると消費税の申告義務が生ずるため、納付消費税額をコストとして負担しなければなりません。

そこで、免税事業者のような適格請求書発行事業者でない「非登録事業者」からの課税仕入れについては、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの期間については課税仕入れ高の80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの期間については、課税仕入れ高の50%を仕入控除税額の計算に取り込むことができます（平成28年改正法附則52、53）。

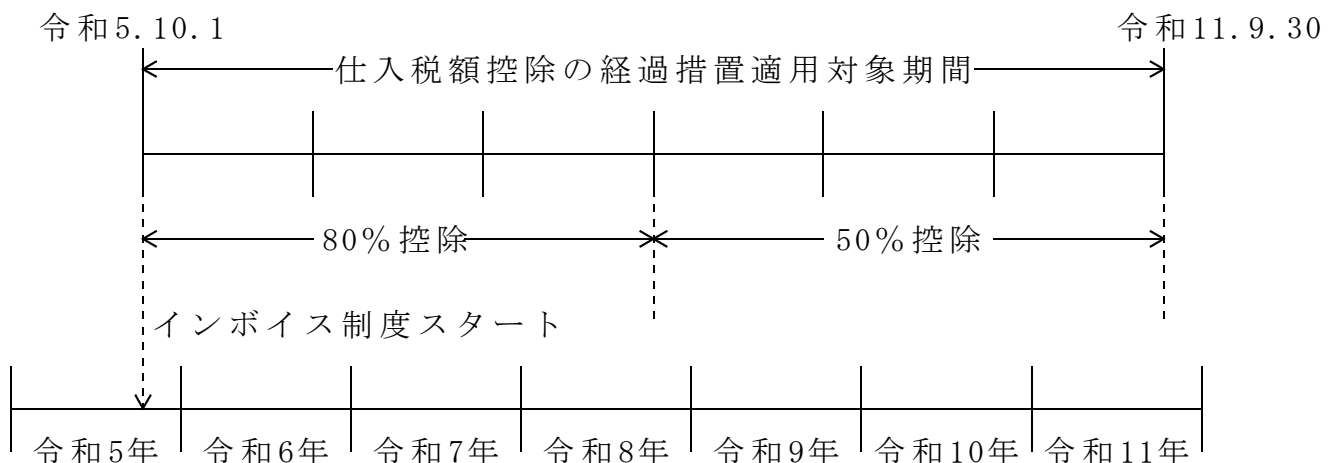
免税事業者は、この経過措置も考慮に入れながら、登録の必要性と資金繰りを天秤にかけ、取引先との価格交渉に当たらなければなりません。つまり、登録の是非を慎重に判断する必要があるということです。

令和4年度改正では、免税事業者が登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となれるようにするため、令和5年10月1日の属する課税期間だけでなく、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間においても、「課税事業者選択届出書」を提出することなく、登録申請書を提出することにより、適格請求書発行事業者となることを認めることとしました。また、登録申請書を提出することにより、年または事業年度の中途から登録をすることもできます（平成28年改正法附則44④）。

簡易課税制度についても、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間において登録する免税事業者については、登録日の属する課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、その課税期間から簡易課税により仕入控除税額を計算することができます。

<具体例>

個人事業者であれば、登録申請書を提出することにより、令和5年から令和11年分までの任意の年（課税期間）について適格請求書発行事業者になることができます。また、令和6年10月1日といったように、年の中途からの登録も認められます。



2 免税事業者が登録した場合の課税事業者としての拘束期間

令和4年度改正では、「課税事業者選択届出書」を提出した事業者とのバランスに配慮し、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間において登録する免税事業者は、令和5年10月2日以後に開始する課税期間について、登録開始日から2年を経過する日の属する課税期間までの間は課税事業者として申告義務を課することとしています（平成28年改正法附則44⑤）。

注意したいのは、令和5年10月1日の属する課税期間において登録する免税事業者は、いわゆる2年縛りの規定がないということです。

したがって、個人事業者（免税事業者）が令和5年10月1日に登録した場合には、令和5年12月17日までに登録取消届出書を提出することにより、令和6年から免税事業者となることができるのに対し、令和6年1月1日に登録した個人事業者（免税事業者）は、登録開始日（令和6年1月1日）から2年を経過する日（令和7年12月31日）の属する課税期間（令和7年）までの間は課税事業者として申告義務がありますので、結果、令和6年と令和7年の2年間は課税事業者として拘束されることとなるのです。

3 登録希望日

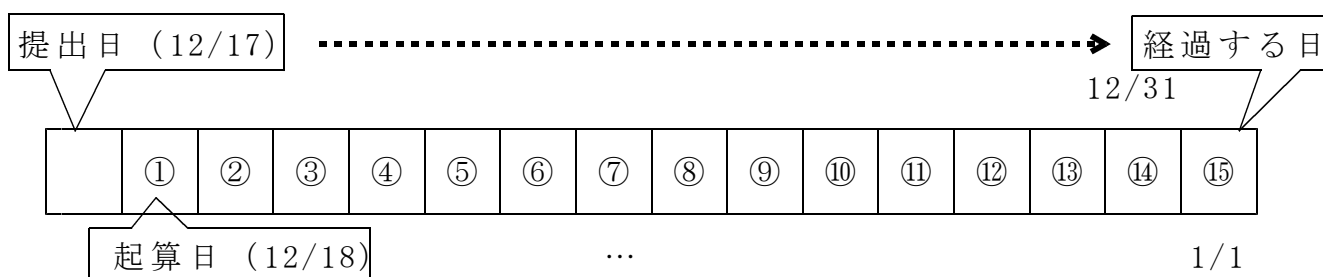
登録申請書の「登録希望日」に記載した日から登録を受けようとする免税事業者は、登録申請書の提出日から15日を経過する日以後の日を記載しなければなりません。この場合において、実際の登録日が登録希望日後にずれこんだ場合には、その登録希望日に登録を受けたものとみなすこととされているので、登録通知を受け取った後に登録番号を取引先に通知すれば、通知前に交付した請求書等はインボイスとしての効力を有することになります（平成30年改正令附則15②③）。

登録希望日	登録希望日から登録事業者になるための登録申請書の提出期限
1月1日	登録希望日の属する月の前月（12月）の17日
10月1日	登録希望日の属する月の前月（9月）の16日

「…提出日から15日を経過する日以後の日…」とは？

初日不算入

満了日を含む



国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和 年 月 日 税務署長殿	取受印	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務 所の所在地	(〒 -) (法人の場合のみ公表されます) (電話番号 - -)
	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)	
	(フリガナ) 氏名又は名称	(〒 -)	
	(フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名		
	法 人 番 号		

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

この申請書に記載した次の事項(印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 1 申請者の氏名又は名称
 - 2 法人(人格のない社団等を除く。)にあつては、本店又は主たる事務所の所在地
- なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
 また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。
 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

事 業 者 区 分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付けてください。 <input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者 ※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

記載する必要はありません！

税 理 士 署 名	(電話番号 - -)
-----------	-------------

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通 信 日 付 印	確 認
	入 力 処 理	年 月 日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書種 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()
	登 録 番 号	T				

- 注意
- 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

登録申請書の提出日から15日を経過する日以後の日を記載します

【2 / 2】

	氏名又は名称	
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。	
免 税 事 業 者 の 確 認	<input type="checkbox"/> 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	
	個 人 番 号	自 月 日 至 月 日 資 本 金 円 <small>（令和5年10月1日を希望する場合、記載不要）</small>
	生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	法人のみの記載 事業年度 資本金
	事 業 内 容 等	年 月 日 登録希望日 令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者	
	課税期間の初日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日 令和 年 月 日	
登 録 要 件 の 確 認	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	
	納税管理人を定める必要のない事業者です。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	
	納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項） 【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合	
	納税管理人の届出をしています。 「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。 消費税納税管理人届出書（提出日：令和 年 月 日）	
	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。	
参 考 事 項		

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

□登録の取消し

インボイスの登録を受けた適格請求書発行事業者は、登録取消届出書（適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書）を提出しない限り、課税事業者として申告義務が発生します。

登録取消届出書を税務署長に提出した場合には、インボイスの登録が取り消され、インボイスの効力が失効します（消法57の2⑩一）。

適格請求書発行事業者が翌年または翌事業年度から登録を取り止めようとする場合には、その課税期間の初日から起算して15日前の日までに登録取消届出書を提出しなければなりません（消法57の2⑩一、消令70の5③）。

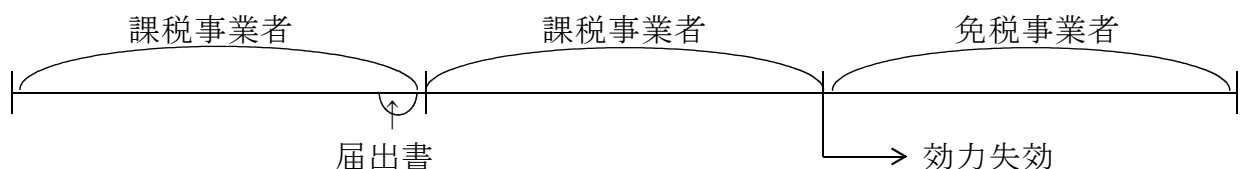
なお、登録取消届出書については提出期限を定めたものではないため、国税通則法10条2項（期限の特例）の規定は適用されません。よって、課税期間の初日から起算して15日前の日が土日祝日などであったとしても、届出書の提出期限はその翌日に延長されませんのでご注意ください（インボイスQ&A問14）。

	翌年(翌事業年度)から登録を取り消す場合の 登録取消届出書の提出期限
個人事業者	当年の12月17日
3月決算法人	当事業年度の3月17日
9月決算法人	当事業年度の9月16日

この場合において、「課税事業者選択届出書」を提出した事業者は、「登録取消届出書」だけでなく、「課税事業者選択不適用届出書」も提出しないと免税事業者になることはできません（インボイス通達2-5）。

「ダブルロック」により課税事業者として拘束されているということに注意する必要があります。

○個人事業者が12月18日以後に登録取消届出書を提出した場合



○個人事業者が12月17日までに登録取消届出書を提出した場合

